

# 島根県障がい者基本計画

令和 6 年 月

島 根 県

## 目 次

第1編	計画の策定に当たって	
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の基本理念	1
3.	計画の性格	2
4.	計画の期間	2
5.	計画における障がい者の定義	2
第2編	計画の基本的方向	
第1章	障がい者の動向と障がい者を取り巻く環境の変化	
1.	障がい者の動向	4
2.	障がい者を取り巻く環境の変化	10
第2章	計画の基本的な考え方	
1.	基本的視点	12
2.	推進体制	12
第3編	施策の方向	
	施策体系図	13
1.	差別の解消及び権利擁護の推進	
(1)	障がい者差別の解消の推進	14
(2)	障がいに対する理解の促進	15
(3)	権利擁護のための施策の充実	18
2.	地域生活の充実	
(1)	サービス基盤の整備	21
(2)	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	24
(3)	生活支援体制の整備	27
(4)	障がい児支援の充実	30
(5)	スポーツ・文化芸術活動への支援	33
(6)	地域における福祉活動の充実	35
3.	就労支援	
(1)	一人ひとりの障がい特性や能力を活かした多様な就労の促進	38
(2)	工賃等向上のための支援	41
4.	保健、医療、教育の充実	
(1)	保健活動の促進	43
(2)	難病対策の推進	45
(3)	障がい者に対する適切な医療等の提供	46
(4)	一人ひとりのニーズに応じた教育の充実	49
5.	生活環境	
(1)	ひとにやさしいまちづくりの総合的推進	52
(2)	住宅・建築物のバリアフリー化の推進	53
(3)	公共交通機関・歩行空間等の安全確保とバリアフリー化の推進	54
(4)	防災・感染症・防犯対策の充実	56

## 第1編 計画の策定に当たって

### 1. 計画策定の趣旨

本県では、昭和57年の「障害者対策に関する島根県長期計画」策定以降、「島根県障害者対策ダイヤモンドプラン」（平成5～8年度）、ダイヤモンドプランの後期重点実施計画として「しまね障害者プラン」（平成9～14年度）、「島根はつらつプラン」（平成15～24年度）、「島根県障がい者基本計画」（平成25～29年度）を策定し、平成29年度からは、国の障がい者施策の改革に対応しつつ、令和5年度までの「島根県障がい者基本計画（以下「全計画」という）」を策定し、保健、医療、福祉、教育、労働等幅広い施策分野にわたり、障がい者施策の推進に努めてきました。

また、国においては、昭和45年に成立した「心身障害者対策基本法（平成5年「障害者基本法」に改正）」を基本として障がい者施策が推進されてきました。平成17年に施行された「障害者自立支援法（平成24年「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」において障がい種別を超えて共通の制度の下で一元的にサービスを提供する仕組みが創設されました。

また、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は令和3年6月に改正され、全ての事業者における合理的配慮の義務化されることとなりました。

このほか、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」がそれぞれ公布されるなど、障がい福祉施策に関する制度化が行われました。

このような国の障がい者施策の改革に対応しつつ、令和5年度で終期を迎える前計画を継承しつつ、内容の検証を行い現状と課題を踏まえて、令和6年度からの新しい計画を策定するものです。

### 2. 計画の基本理念

障がいのある人が、障がいのない人と等しく、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができ、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生きる社会（共生社会）の実現を目指すことを基本理念とします。

### 3. 計画の性格

この計画は、障害者基本法第 11 条第 2 項に規定されている都道府県障害者計画として位置づけられるもので、障がい者施策に関する基本的な計画であり、中期的な障がい者施策の基本的方向等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図ろうとするものです。

また、障害者文化芸術活動推進法第 8 条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」及び読書バリアフリー法第 8 条に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」としての性格も併せ持ちます。

「島根創生計画」に掲げる「V 健やかな暮らしを支える」を受け、障がい福祉の観点から、基本目標の実現を目指すものです。

### 4. 計画の期間

この計画の実施計画となる「島根県障がい福祉計画・島根県障がい児福祉計画」の実績を踏まえ、効果的な施策推進と次期計画の改定を行うため、計画期間を令和 6（2024）年度から令和 11（2029）年度までの 6 年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行います。

	19	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
障がい者基本計画	島根はつらつプラン				障がい者基本計画				障がい者基本計画(現計画)				障がい者基本計画(新計画)										
障がい福祉計画	第2期 障害福祉計画		第3期 障害福祉計画		第4期 障がい福祉計画		第5期 障がい福祉計画		第6期 障がい福祉計画 (現計画)		第7期 障がい福祉計画 (新計画)												
障がい児福祉計画					第1期障がい児 福祉計画		第2期障がい児 福祉計画 (現計画)		第3期障がい児 福祉計画 (新計画)														

### 5. 計画における障がい者の定義

この計画における障がい者は、障害者基本法第 2 条の定義を踏まえ、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）や難病などその他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁(※)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とします。

※社会的障壁：心身の機能に障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

### 島根県における「障害」表記の取扱いについて

- 「障害」という表記について、「害」の字に否定的な意味があることなどから、文章の前後の文脈から「障害」が人や人の状態を表す場合には、「障がい」とひらがな表記にすることを原則としています。
- なお、法令・条例等の名称やこれらに規定されている用語、団体・施設等の固有名称等については、「障害」と漢字表記としています。
- 平成 22 年 4 月 1 日以降県が作成する公文書を対象としており、本計画においても上記の取扱いにより表記しています。

### 社会モデルと社会的障壁

例えば、車椅子使用者が段差のある建物を利用しづらいのは、なぜでしょうか？

従来の障がいの捉え方は、車椅子を使用しているから（足の機能障がいがあるから）という「医学モデル」の考え方を反映したものでした。

現在は、障がいとは、本人の医学的な心身の機能障がいを指すもの（「医学モデル」）ではなく、社会における様々な障壁（社会的障壁）との相互作用によって生じるものという「社会モデル」の考え方が反映されています。

車椅子使用者が建物を利用しづらいのは、段差（社会的障壁）があるからであり、その障壁を取り除くことによって、障がいが解消されるということです。

誰でも、階段やはしごがなければ 2 階には上がりません。階段やはしごなどの周囲の環境の整備や合理的配慮の提供により、できる事とできない事が変わってきます。つまり社会モデルでは、程度の差があるだけで、障がいのある人もない人も同じ前提なのです。

障がいのない人に対しては、すでに多くの社会的障壁が取り除かれています。障がいのある人に対しても、合理的配慮の提供や環境の整備などによって社会的障壁を取り除いていくことが必要です。

## 第2編 計画の基本的方向

### 第1章 障がい者の動向と障がい者を取り巻く環境の変化

#### 1. 障がい者の動向

##### (1) 障がい者の推移

県内の令和4年度末における身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者は、およそ6万3千人です。5年前に比べ、身体障がい者及び精神障がい者数は減少していますが、知的障がい者は増加傾向が見られます。

(単位：人)

		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
平成28年度		36,014	7,491	25,549	69,054
令和4年度		30,473	8,150	24,490	63,113
増減	人数	▲ 5,541	659	▲ 1,059	▲ 5,941
	比率	▲ 15.4%	8.8%	▲ 4.1%	▲ 8.6%

資料：障がい福祉課調

身体障がい者：各年度末現在の身体障害者手帳所持者数

知的障がい者：各年度末現在の療育手帳所持者数

精神障がい者：各年6月末現在の精神病院(精神科)に入院又は通院中の患者数

##### (2) 身体障がい者

###### ①年齢階層別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は令和5年3月31日現在、30,473人で、5年前に比べ5,541人、15.4%の減となっています。

どの年代の手帳所持者数も減少傾向にありますが、65歳未満に比べて65歳以上の構成比が79.8%から80.4%へと高くなっており、高齢化が更に進んでいます。

(単位：人)

		18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
平成28年度	人数	431	6,858	28,725	36,014
	構成比	1.2%	19.0%	79.8%	100.0%
令和4年度	人数	389	5,587	24,497	30,473
	構成比	1.3%	18.3%	80.4%	100.0%
増減	人数	▲42	▲1,271	▲4,228	▲5,541
	比率	▲9.7%	▲18.5%	▲14.7%	▲15.4%

資料：障がい福祉課調

## ②障がい種別別身体障害者手帳所持者数

障がいの種別では、「肢体不自由」が15,125人で49.6%と最も多く、次いで「内部障害」(9,135人、30.0%)、「聴覚・平衡機能障害」(3,651人、12.0%)、「視覚機能障害」(2,190人、7.2%)、「音声・言語・そしゃく機能障害」(372人、1.2%)の順になっています。

5年前と比較すると、「内部障害」の人数は増加していますが、その他の種別は減少傾向にあります。

(単位：人)

		視覚機能 障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成28年度	人数	2,494	4,313	465	19,771	8,971	36,014
	構成比	6.9%	12.0%	1.3%	56.3%	23.1%	100.0%
令和4年度	人数	2,190	3,651	372	15,125	9,135	30,473
	構成比	7.2%	12.0%	1.2%	49.6%	30.0%	100.0%
増減	人数	▲304	▲662	▲93	▲4,646	164	▲5,541
	比率	▲12.2%	▲15.3%	▲20.0%	▲23.5%	1.84%	▲15.4%

資料：障がい福祉課調

### ③等級別身体障害者手帳所持者数

障がいの等級別では、「1・2級」の重度者が45.5%で最も多く、次いで「3・4級」の中度者、「5・6級」の軽度者の順になっており、5年前との比較では、重度者、中度者、軽度者ともに減少しています。

(単位：人)

		1・2級 (重度)	3・4級 (中度)	5・6級 (軽度)	合計
平成28年度	人数	16,151	14,572	5,291	36,014
	構成比	44.8%	40.5%	14.7%	100.0%
令和4年度	人数	13,875	12,079	4,519	30,473
	構成比	45.5%	39.7%	14.8%	100.0%
増減	人数	▲ 2,276	▲ 2,493	▲ 772	▲ 2,897
	比率	▲ 14.1%	▲ 17.1%	▲ 14.6%	▲ 7.4%

資料：障がい福祉課調

### (3) 知的障がい者

#### ①年齢階層別療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、令和5年3月31日現在、8,150人で、5年前と比べ659人、8.8%の増となっています。

年齢別では、18歳未満と比較して、18歳以上の増加率が高くなっています。

(単位：人)

		18歳未満	18歳以上	合計
平成28年度	人数	1,101	6,390	7,491
	構成比	14.7%	85.3%	100.0%
令和4年度	人数	1,124	7,026	8,150
	構成比	13.8%	86.2%	100.0%
増減	人数	23	636	659
	比率	2.1%	10.0%	8.8%

資料：障がい福祉課調

## ②障がい程度別療育手帳所持者数

障がいの程度では、「療育手帳A(重度)」所持者が50人(1.6%)減少し、「療育B(中・軽度)」は709人(16.1%)増加しており、構成比においては「中度・軽度」の割合が増加しています。

(単位：人)

		A(重度)	B(中・軽度)	合計
平成28年度	人数	3,082	4,409	7,491
	構成比	41.1%	58.9%	100.0%
令和4年度	人数	3,032	5,118	7,491
	構成比	37.2%	62.8%	100.0%
増減	人数	▲50	709	659
	比率	▲1.6%	16.1%	8.8%

資料：障がい福祉課調

## (4) 精神障がい者

### ①医療機関の利用状況から見た精神障がい者数

医療機関の利用状況から見た精神障がい者数は令和4年6月末現在で24,490人であり、入院患者は1,834人、通院患者は22,656人となっています。

5年前との比較では、全体で1,059人、4.1%の小幅な減少となっています。また、入院患者数については124人、6.3%、通院患者数は935人、4.0%の減少となっています。

(単位：人)

		入院患者	通院患者	合計
平成28年度	人数	1,958	23,591	25,549
	構成比	7.7%	92.3%	100.0%
令和4年度	人数	1,834	22,656	24,490
	構成比	7.5%	92.5%	100.0%
増減	人数	▲124	▲935	▲1,059
	比率	▲6.3%	▲4.0%	▲4.1%

資料：障がい福祉課調

## ②等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和 5 年 3 月 31 日現在、8,739 人で、5 年前に比べ 2,370 人、37.2%の増となっています。

(単位：人)

		1 級	2 級	3 級	合計
平成 28 年度	人 数	1,462	3,588	1,319	6,369
	構成比	23.0%	56.3%	20.7%	100.0%
令和 4 年度	人 数	1,704	5,130	1,905	8,739
	構成比	19.5%	58.7%	21.8%	100.0%
増 減	人 数	242	1,542	586	2,370
	比 率	16.6%	43.0%	44.4%	37.2%

資料：障がい福祉課調

※障がいの程度に応じて、重度のものから 1 級、2 級、3 級と区分されています。

## (5) 発達障がい者

島根県における発達障がい者数は正確には把握できていない状況です。

令和 4 年度に実施した文部科学省調査では、小・中学校・高等学校の通常学級における学習面または行動面において著しい困難を示す児童生徒の割合は、小・中学校で 8.8%、高等学校で 2.2%と推定されています。

県内 2 カ所に設置している発達障害者支援センターでは、本人や家族等への相談支援等を実施していますが、令和 4 年度の相談実績は、実支援人数が 1,310 人、のべ支援件数が 5,526 件となっています。

## (6) 難病患者

指定難病及び小児慢性特定疾病の受給者数から見た難病患者数は、令和 5 年 3 月末現在で、指定難病\*1 が 6,654 人、小児慢性特定疾病\*2 が 673 人の合計 7,327 人となっています。

なお、指定難病については、平成 27 年 1 月 1 日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、対象疾患が段階的に拡大されており、令和 3 年 11 月から 338 疾病が医療費助成の対象となっています。

5年前との比較では、指定難病は対象疾病が拡大されたこと及び高齢化に伴い、128人、2.0%の増となっています

(単位：人)

		指定難病	小児慢性特定疾病	合計
平成 28 年度	人 数	6,526	647	7,173
	構成比	91.0%	9.0%	100.0%
令和 4 年度	人 数	6,654	673	7,327
	構成比	90.8%	9.2%	100.0%
増 減	人 数	128	26	154
	比 率	22.9%	4.0%	2.1%

資料：健康推進課調

※上記の数は、特定医療費（指定難病）受給者数及び小児慢性特定疾病医療支接受給者数です。

- \*1 発症原因が不明で治療法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定した疾病（指定難病）で、パーキンソン病や潰瘍性大腸炎など 338 疾病（令和 5 年 4 月現在）が指定されています。なお、医療費の助成は、病状が一定の基準を満たす者を対象としています。
- \*2 悪性新生物や慢性腎疾患など 16 疾患群があり、治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となり児童の健全な育成を阻害する恐れがある疾病です。対象は、原則 18 歳未満の児童であり 20 歳まで延長ができます。

## 2. 障がい者を取り巻く環境の変化

前計画期間中には、障がい者を取り巻く国内外の環境は大きく変化しており、様々な法整備・改正等が実施されています。

### (1) 国内の制度改正等

年 月	事 項 ・ 内 容
平成 30 年 5 月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正 2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずるもの
	「学校教育法」の一部改正 視覚障害、発達障害等の事由により通常の紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対する「デジタル教科書」の使用
令和元年 6 月	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正 ①短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保 ②国及び地方公共団体における障害者の雇用状況の的確な把握 等
	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」制定 ①アクセシブルな書籍・電子書籍等の普及と、量的拡充・質の向上 ②視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮 等
令和 3 年 6 月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正 ①全ての事業者における合理的配慮の義務化（民間事業者は R6.4 より） ②国及び地方公共団体の適切な役割分担と相互連携・協力 等
	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」公布 ①国・地方公共団体の責務、保育所等の設置者の責務の明確化 ②医療的ケア児支援センターの設置 等
令和 4 年 5 月	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」公布 ① 機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援 ② 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上 等
令和 4 年 12 月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正 ①障がい者等の地域生活の支援体制の充実 ②障がい者への多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進 ③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 ④難病患者及び小児慢性特定疾病自動等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 ⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備 等

## （２）国際的な動向

全ての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進・保護・確保すること、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを定めた「障害者の権利に関する条約」を、我が国は平成 26（2014）年に条約を批准しました。令和 4 年 8 月には、国連の権利委員会による初めての審査が行われ、「自立した生活および地域生活への包容」「インクルーシブ教育の徹底」を図ることとされました。

2015 年に国連サミットで採択された S D G s 【Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）】は、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない」ことを合言葉に、17 のゴール・169 のターゲットから構成され、我が国も積極的に取り組んでいます。

## **第2章 計画の基本的な考え方**

### **1. 基本的視点**

#### **(1) 自立した地域生活の実現**

障がいのある人が、障がいの種別や状態に関わらず、住みたい地域で自立した生活を営むことができるように居住の場や日中活動の確保・充実、生活介護、就労支援、自立訓練など日中活動の障害福祉サービス基盤や提供体制の整備を図るとともに、継続して働くことができるよう就労支援を強化します。

#### **(2) 意見の尊重と社会参加の推進**

障がいのある人の自己決定を尊重するために、社会モデルの考え方に照らして、社会的障壁の除去のための取組を進めるなど、一人ひとりの障がい特性や能力を活かせる環境の整備を促進し、障がいのある人の社会参加を推進します。

#### **(3) 地域での支え合い**

障がいのある人が、地域で安全に安心して生活を送ることができるようソフト・ハード両面のバリアフリー化を推進するとともに、県民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する正しい知識や理解を深め、地域の中で交流を図り共に支え合う地域づくりを目指します。

### **2. 推進体制**

#### **(1) 全庁的な取組**

この計画の推進に当たっては、障がい者施策が保健、医療、福祉、教育、労働等多くの分野にまたがっていることから、関係部局の密接な連携のもと全庁的に取り組みます。

#### **(2) 関係機関との連携**

障がい者施策を効果的に推進していくためには、社会全体の取組が必要であり、国、県、市町村、民間団体等がそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携していくことが重要です。

そのため、今後とも国や市町村の施策と連携するとともに、市町村の取組を支援し、効果的に進めます。また、障がい者を支える多くの企業や民間団体、ボランティア団体等に対して情報提供を行うなど、障がい者施策の効果的な推進に努めます。

#### **(3) フォローアップ**

障がい者や障がい福祉関係者などを委員として構成する「島根県障がい者施策審議会」、  
「島根県障がい者自立支援協議会」に、この計画の実施計画である「島根県障がい福祉計画・島根県障がい児福祉計画」の進捗状況等を毎年度報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。

### 第3編 施策の方向

#### 施策体系図

大項目	中項目	小項目
1. 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 障がい者差別の解消の推進	①障がい者差別の解消の推進 ②合理的配慮の提供
	(2) 障がいに対する理解の促進	①啓発・広報活動の推進 ②障がいに対する理解教育 ③交流・ふれあいの促進 ④生涯学習の推進
	(3) 権利擁護のための施策の充実	①権利擁護の推進 ②虐待防止対策の推進
2. 地域生活の充実	(1) サービス基盤の整備	①居住の場の確保 ②日中活動の場の充実 ③訪問系サービスの充実 ④重度障がい者・難病患者への支援体制の充実 ⑤移動支援の充実
	(2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	①コミュニケーション支援 ②情報アクセシビリティの向上 ③視覚障害者等の読書環境の整備
	(3) 生活支援体制の整備	①相談支援体制の充実 ②人材の確保・定着 ③各種制度の活用促進
	(4) 障がい児支援の充実	①地域における支援体制の整備 ②医療的ケア児等に対する支援 ③各種医療対策の充実
	(5) スポーツ・文化芸術活動への支援	①スポーツ・レクリエーションへの支援 ②文化芸術活動への支援
	(6) 地域における福祉活動の充実	①障がい者団体や本人活動の支援 ②社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動の充実 ③ボランティア活動の推進
3. 就労支援	(1) 一人ひとりの障がい特性や能力を生かした就労の促進	①雇用率制度を柱とした施策の推進 ②定着を見据えた就業面・生活面からの総合的支援 ③多様な雇用・就業形態の促進 ④雇用への移行を進めるための支援 ⑤職業能力の開発
	(2) 工賃等向上のための支援	①共同化・連携の推進 ②受注・販路の拡大 ③企業的経営手法の導入
4. 保健、医療、教育の充実	(1) 保健活動の推進	①健康づくりの推進 ②精神保健の推進 ③地域保健活動への支援
	(2) 難病対策の推進	①相談支援・生活支援の充実 ②福祉サービスの提供
	(3) 障がい者に対する適切な医療等の提供	①地域医療、救急医療体制の充実 ②適切な医療の提供 ③医療従事者の養成・確保 ④リハビリテーション体制の充実
	(4) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実	①指導充実のための教育環境の整備 ②早期からの一貫した相談支援体制の整備 ③地域における多様な連携の推進 ④指導力の向上と研修の推進 ⑤社会的及び職業的自立の促進
5. 生活環境	(1) ひとにやさしいまちづくりの総合的推進	ひとにやさしいまちづくりの推進体制の整備
	(2) 住宅・建築物のバリアフリー化の推進	①県立施設の整備 ②民間施設の整備 ③住宅の整備
	(3) 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進	①道路環境の整備 ②安全な交通施設の整備 ③公共交通機関の充実 ④移動支援の充実
	(4) 防災・感染症・防犯対策の推進	①防災対策の充実 ②感染症対策の充実 ③業務継続への支援 ④防犯対策の充実

## 1. 差別の解消及び権利擁護の推進

### (1) 障がい者差別の解消の推進

#### 現状と課題

現在の社会においては、障がいのない人に対する多くの社会的障壁がすでに取り除かれている状況にありますが、障がいのある人が自立した生活や社会参加することを妨げる様々な社会的障壁（バリア）が未だ存在しています。障がいのある人に対しても、制度や環境の整備、合理的配慮の提供などによって社会的障壁を取り除いていくことにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現が可能となります。

障がい者に対する不当な差別的取扱いや合理的配慮を提供しないことを差別と規定された障害者差別解消法は、令和3年6月に改正法が公布され、令和6年4月よりすべての事業者での合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。

社会のあらゆる場面において、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について適切に対応できるよう、すべての県民や事業者が障がいや障がい者に関する理解の深めることが重要です。

このため、障がいを理由とする差別の解消を進めるため、引き続き県民へ法の趣旨・目的を周知・啓発するとともに、相談体制の充実や島根県障がい者差別解消支援地域協議会における協議等により、関係機関や各種団体等との連携を図りながら、取組を充実させていく必要があります。

また、雇用分野における差別の禁止や合理的配慮の提供に向け、障害者雇用促進法の更なる周知・啓発を行う必要があります。

#### **施策の基本的方向**

##### ①障がい者差別の解消の推進

- 障がい者差別解消にむけて、法の趣旨・目的等について、関係機関や各種団体と連携しながら、各種の広報・啓発活動を実施し、幅広く県民や事業者の理解を深めます。
- 障がい者に対する差別を防止し、その被害からの救済を図るため、差別的事案へ適切に対応するための相談体制の充実に取り組むとともに、その利用の促進を図ります。

- 島根県障がい者差別解消支援地域協議会において、各機関が相談を受けた事案について意見交換するなど事案の共有等を図り、相談への対応力を強化します。
- 障害者雇用促進法に規定されている、雇用分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）に基づき、障がいのある人とない人との均等な機会及び待遇の確保について、労働局等関係機関と連携して啓発・周知を行います。

## ②合理的配慮の提供

- 行政機関の職員、指定管理者に対して、障害者差別解消法の趣旨・目的等に関する啓発を進め、各機関等において必要な研修等を実施することにより、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。
- 民間事業者に対して、合理的配慮の提供に関する周知・啓発を行うとともに、県や市町村の相談窓口において、民間事業者から合理的配慮の提供に関する相談を受け付けるなど、様々な場面で合理的配慮の提供が適切に行われるよう取り組みます。
- 合理的配慮の提供に関する対応事例や県や市町村相談窓口に寄せられた相談事例を紹介することにより、合理的配慮の提供が適切に行われるよう取り組みます。
- 障がいの特性や必要な配慮への理解を深めるため、民間事業者に対して、あいサポート研修の実施やあいサポート企業への登録の働きかけを実施し、具体的な行動につながるよう取り組みます。
- 「あいサポート運動」を推進し、県民一人ひとりが障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることにより、具体的な行動につながるよう取り組みます。

## （２）障がいに対する理解の促進

### 現状と課題

障がい者に対する差別については、障がいに関する知識・理解の不足や、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられることから、県民一人ひとりが障がいに対する正しい理解を深めていくことが重要です。

鳥取県との共同事業として実施している「あいサポート運動」は、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること等を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく誰もが参加できる取り組みであり、あいサポーターの数は年々増加していますが、すべての県民が参加している状況にはありません。引き続き、市町村、民間諸団体、報道機関等の協力を得ながら、広報誌や各種メディアを活用した広報活動を行うとともに、「あいサポート運動」に全ての年代が参加し、あいサポーターを増やし、障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることが必要です。

また、障がい者や高齢者を含む全ての県民が安心して暮らすことができる、やさしさとふれあいのある社会を形成していくためには、県民一人ひとりが正しい理解のもとに助け合いの心を育てていくことが重要です。

学校教育においては、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことを追求し、交流及び共同学習を推進する必要があります。すべての子どもにとって、交流及び共同学習は、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となっています。

また、障がいのある子どもが地域の中で、積極的に活動し、地域の一員として豊かに生活できるよう、地域と連携・協働した教育の推進を通じて、地域への理解啓発を進める必要があります。

## **施策の基本的方向**

### **①啓発・広報活動の推進**

- 「障害者週間」、「障害者雇用支援月間」等における啓発事業を充実させていきます。
- 研修会などの開催により、県内企業への障がい者雇用についての周知を図ります。
- 広報誌やテレビ等様々な県の広報媒体をはじめ、市町村、民間団体や報道機関と連携した啓発・広報活動を展開し、社会的障壁を取り除くために県民一人ひとりが障がいや障がい者について理解を深めることができるよう啓発活動を推進します。
- 「あいサポート運動」を推進し、県民一人ひとりが障がいの特性や必要な配慮への理解を深めることにより、具体的な行動につながるよう取り組みます。（再掲）

- 各種広聴制度及び世論調査等により、障がい者を含む県民各層の意見の聴取に努め、障がい者施策への反映を図ります。
- 内部障がいや難病など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が、周囲の方から援助を受けやすくなるためのヘルプマーク、ヘルプカードへの理解が進むよう、引き続き普及・啓発を図ります。
- 障がいの原因となる精神疾患や難病等の疾病等について、県民に対して、心の健康や不調への対応、治療や療養に関する知識とともに、これらの疾病等に対する誤解や偏見がなくなるよう正しい知識の普及を図ります。

## ②障がいに対する理解教育

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、障がいや障がい者に対する理解を促進し、お互いに理解し合い、思いやる心を育て、一人ひとりを尊重する気持ちを育てるため、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習や子どもと地域の障がいのある人との触れ合いができる活動を推進していきます。
- 障がいや障がい者に対する児童生徒の認識の実態を踏まえ、教育活動全体を通して、人権意識を高め障がいや障がい者に対する理解を深めます。
- 総合的な学習（探求）の時間において、「福祉・健康」などの探究課題を取りあげ、多様性や相互性を理解し共生社会の実現に向けて進んで課題解決に取り組もうとする児童生徒を育成します。

## ③交流・ふれあいの促進

- 障がい者団体などが行う障がい者と地域の方が共に活動する取組を支援し、共に生きる社会づくりを進めます。
- 障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら生きることのできる「共生社会」を実現するため、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」の募集・表彰を行い、障害者に対する理解の促進や普及啓発を図ります。

#### ④生涯学習の推進

○障がいのある子どもが、地域社会の中で様々な体験活動に参加できる基盤づくりを進め、体験活動を通じた交流の機会の充実に努めます。

### (3) 権利擁護のための施策の充実

#### 現状と課題

利用者である障がい者主体の福祉サービスを実現するためには、利用者が安心して福祉サービスを受けられる仕組みづくりと、ひとりで決めることに不安や心配がある方に対する権利擁護のための施策の充実が必要です。

事業者は、社会福祉事業経営者として、良質で適切なサービスを提供するため、自らその提供するサービスの質の評価を行うなど、常にサービスの質の改善を図る必要があります。

第三者評価の実施は、サービスの質の向上を図るために有効な手段であることから、事業者に対して制度の活用を働きかけていく必要があります。

現在、島根県社会福祉協議会が県内市町村社会福祉協議会へ委託し、実施している「日常生活自立支援事業」は、着実に事業の趣旨が浸透し、利用者の増加に繋がっていますが、引き続き、事業の利用促進を図っていくことが必要です。

また、利用者のニーズや状態を把握し、必要に応じて成年後見制度の利用に移行することにより、障がい者の権利擁護及び財産管理を適切に支援できる仕組みとする必要があります。

障がい者の虐待防止及び権利擁護については、障害者虐待防止法に基づき、虐待の防止、早期発見及びその後の支援に向けた取組を強化する必要があります。

精神科病院に入院している精神障がい者については、人権擁護の観点で特に配慮が求められているため、虐待防止に向けた取組を一層推進する必要があります。また、医療保護入院のような非自発的な入院の場合、家族との音信がない患者には、外部との面会交流の機会を確保する必要があります。

すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用と円滑な意思疎通が極めて重要です。

## 施策の基本的方向

### ①権利擁護の推進

- 事業者が自ら行うサービス内容の情報提供やサービスの質の評価及び事業所内の苦情解決への取組を促進します。
- 事業者へ、第三者評価制度の活用を促進します。
- 県社会福祉協議会に設置されている島根県運営適正化委員会で、事業者において解決できない苦情の解決に当たります。
- ひとりで決めることに不安や心配がある方に対応する日常生活自立支援事業、成年後見制度など障がい者の権利擁護に関する事業について、普及・啓発を図ります。
- 日常生活自立支援事業の有効な利用を図るため、県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会と連携を図り、事業に携わる実務者への研修会を開催します。
- 精神科病院入院中の患者のうち希望する者に対しては、入院者訪問支援事業により、人権擁護の観点から、県が養成する訪問支援員を派遣して相談や面会交流を行います。
- 障がい者による情報の取得利用や意思疎通を進めるためには、障がいの種類や程度に応じた情報取得の手段の選択や、住んでいる地域にかかわらず情報取得ができるよう体制の整備が必要です。

### ②虐待防止対策の推進

- 障がい者虐待の未然の防止、障がい者虐待を受けた障がい者の保護及び自立の支援、養護者に対する迅速かつ適切な支援並びに再発の防止等に取り組むとともに、市町村をはじめとした関係機関、関係団体等との連携協力体制を推進します。
- 障がい者虐待対応の窓口等として設置した「島根県障がい者権利擁護センター」により、障がい者虐待防止及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整などの必要な援助を行います。
- 障害福祉サービス事業所等の設置者、管理者、従事者、相談支援専門員等を対象に、障がい者虐待防止に関する研修を実施します。また、障がい福祉サービス等の事業所

において利用者の人権擁護や虐待防止のための措置が適切に講じられるよう指導・助言します。

○精神科病院の業務従事者による障がい者虐待について、虐待を発見した者からの通報の受理体制を整備し、必要な情報収集や実地指導等を実施します。

## 2. 地域生活の充実

### (1) サービス基盤の整備

#### 現状と課題

全ての障がい者が、障がいの種別や程度にかかわらず、可能な限り身近な場所で、希望する良質のサービスを受けながら、その人らしく暮らしていけるようサービス基盤を整備する必要があります。

そのためには、居住の場としてのグループホームの整備や、一般住宅への入居と一人暮らしを支援するための居住支援の取組が重要であり、地域相談支援の充実や住宅部局と連携して取り組む必要があります。

また、利用者の選択に応じた多様な日中活動の場として、生活介護、就労支援、自立訓練などの法定サービスや、市町村が地域の実情や利用者の特性に応じて実施する地域活動支援センター、日中一時支援など利用者のニーズや個性に応じたサービスができるだけ身近な地域で利用できるよう整備することが必要です。

さらに、障がい者の居宅での生活を支援するために、居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスの一層の充実が求められています。また、訪問系サービスの一環として、障がい者の移動や社会参加を保障する行動援護や同行援護の充実強化も課題です。

重度の障がい者支援や地域移行に向けた支援を行う障害者支援施設は漸減の方向ですが、依然として入所待機者も存在しています。今後は、障がい者の地域生活において、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、障害者支援施設等の居住支援機能に、相談支援機能や緊急時受入機能等を付加した地域生活支援拠点の整備促進・機能強化が求められていることを踏まえて、本県における障害者支援施設のあり方を検討していく必要があります。また、強度行動障がい者や難病患者に対して、障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう体制の整備を図る必要があります。

精神障がい者の地域生活への移行を進めるために、精神障がい者が地域において安心かつ安定した社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を進めるとともに、退院後の住居の確保や日中活動の場の提供を図り、地域生活を充実していくための支援体制を整備する必要があります。

視覚障がい者が、社会参加し自立した生活を送るためには、個々の障がいの状態に即して、日常生活や歩行などの訓練を受けられるよう体制の整備が必要です。

障がい者に必要な情報を、障がい特性に配慮したうえで分かりやすく提供する必要があります。

障がい福祉サービスの適切な利用のため、当事者等へサービス内容等の周知を図っていくことが必要です。

## **施策の基本的方向**

### **① 居住の場の確保**

○市町村の障がい福祉計画又は障がい児福祉計画との調整を図りながら、グループホーム等の整備を推進し、施設から地域生活への移行や、日常生活上の支援が必要となった障がい者のニーズに対応します。なお、入所等から地域生活への移行を進めるに当たっては、重度化・高齢化した障がい者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障がい者であっても地域生活を希望する者が地域で暮らすことができるよう、常時の支援体制を確保する日中サービス支援型のグループホーム等の整備を進めていく必要があります。

○グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実を図る必要があります。

○長期入院や施設入所から地域生活への移行を円滑に進め、居住支援を含めた地域生活への定着を支援する地域相談支援のサービスが県内どこでも受けられるよう普及に努めます。

○島根県居住支援協議会の取組を通して、住宅部局、宅地建物取引業協会との連携を深め、障がい者が住宅を確保しやすい環境づくりに努めます。

### **② 日中活動の場の充実**

○生活介護、就労支援、自立訓練など法定サービスの提供体制の整備に向け、市町村の障がい福祉計画又は障がい児福祉計画との調整を図りながら、新規設置の際の助言や、施設整備が必要な場合の補助金による支援などを行います。

- 精神障がい者の地域生活移行を促進するため、自立訓練（生活訓練）などのサービス提供体制の整備や職業訓練を通じた社会生活に必要な知識や技能の習得を支援します。
- 一般就労が困難である障がい者に対し、就労や生産活動の機会、就労に向けた訓練等の場を提供するため、就労継続支援サービスの提供体制の整備を支援します。  
また、障がい者の希望や能力に沿った就労の実現を図るため、関係機関等と連携し、就労選択支援事業の取組を進めます。
- 在宅の障がい者が、日中一時支援などのサービスを受けられるよう、市町村が地域のニーズに応じて実施する地域生活支援事業に対して、「島根県地域生活支援事業費等補助金」により支援します。

### ③訪問系サービスの充実

- 障がい者の地域における自立した生活を支援するため、市町村の障がい福祉計画又は障がい児福祉計画との調整を図りながら、居宅介護などのサービス提供体制の整備を支援します。
- 市町村とともに国庫負担基準額超過部分に充当できる補助金の活用し、また、介護保険事業所や障がい福祉施設運営法人のこれら事業への参入を促していくことで、引き続き、居宅介護や重度訪問介護の充実に努めます。

### ④重度障がい者・難病患者への支援体制の充実

- 障害者支援施設は、国の施策を踏まえつつ、障がい者の重度化や高齢化、障がいの重複化に対応できるよう計画的な改築整備に努めます。
- 障害者支援施設が、地域における障がい者の支援拠点としての役割が担えるよう整備を促します。
- 強度行動障がいについては、障害者支援施設等の職員の専門性を高めるための研修を実施するなど、関係機関と連携しつつ、身近な地域で支援できる体制の整備を図ります。

- 在宅の重症心身障がい児(者)の家族の介護負担を軽減するために、障害福祉サービス事業所の有する機能を活用し身近な地域でデイサービスやショートステイ等が受けられる体制の整備に努めます。
- 市町村とともに国庫負担基準額超過部分に充当できる補助金の活用し、また、介護保険事業所や障がい福祉施設運営法人のこれら事業への参入を促していくことで、引き続き、居宅介護や重度訪問介護の充実に努めます。(再掲)
- 身体障害者手帳の取得ができないが一定の障がいのある難病患者等については、多様な症状や障がい等その特性に配慮しながら、居宅介護など障害者総合支援法に定める障害福祉サービスが適切に提供されるよう支援します。

## ⑤移動支援の充実

- 行動援護や同行援護の充実に努め、従事者の養成や専門性向上を図るための研修に注力するとともに、これらサービスへの訪問系事業所の参入を促します。
- 移動支援や社会参加支援等、市町村が地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業に対して「島根県地域生活支援事業費等補助金」により支援します。
- 視覚障がい者が、必要な時に、日常生活や歩行の訓練を受けることのできるよう体制の充実に努めます。
- 身体障がい者の自立及び社会参加を促進するため、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)への県民の理解を促進し、身体障害者補助犬を使用する身体障がい者の施設等の利用の円滑化を図るとともに、身体障害者補助犬の利用を促進します。
- 重度の視覚障がい者に盲導犬の貸与を行います。

## (2) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

### 現状と課題

全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用と円滑な意思疎通が重要です。

視覚障がい者や聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するためには、手話通訳者や要約筆記者、点訳・音訳者、代読・代筆者等の果たす役割が大きいため、その

養成・派遣体制の充実を図っていく必要があります。また、ロービジョンなど障がいの程度に応じた支援や配慮等も必要です。

盲ろう者など重度・重複の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段確保への支援も必要です。

障がい者の地域生活の充実のために、情報通信機器等の活用が有用であることから、障がい者個人の態様に応じた機器の整備や、障がい者が情報を十分に使いこなすための研修の充実を図る必要があります。

読書は、生涯にわたって個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得るだけでなく、教育や就労を支えるうえで重要であり、障がいの有無にかかわらず読書に親しめるような環境の整備が必要です。

読書バリアフリー法の趣旨に基づき、視覚障がい者等が利用しやすい書籍（アクセシブルな書籍）等の普及及び整備を図るとともに、障がいの種類及び程度に応じた配慮を行うことにより、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進することが必要です。

## **施策の基本的方向**

### **①コミュニケーション支援**

○視聴覚障がい者等の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、島根県聴覚障害者情報センター及び視聴覚障害者情報提供施設を拠点として、障がい者ニーズに対応できる手話通訳士や手話通訳者、要約筆記者及び点訳・朗読ボランティア等の人材の確保に努めるなど、障がいの程度に応じた情報保障のための環境の整備を促進します。

○コミュニケーション手段に障がいのある盲ろう者の社会参加を推進するため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するとともに、通訳・介助員派遣センターを設置し派遣体制の充実を図ります。

### **②情報アクセシビリティの向上**

○障がい者がICT（通信情報技術）を活用するために、パソコンの周辺機器、ソフト、点字ディスプレイ等を日常生活用具として市町村が給付することを支援します。

- 障がい者の情報アクセシビリティ向上のため、ICT機器の利用を支援する総合的なサービス拠点を整備するとともに、障がいの種類や程度にかかわらず、情報の取得利用が進むよう支援します。
- 障がいへの理解とICTの知識を有する人材の養成を図ります。
- 障がい者がICT機器の利用方法を習得できるよう研修や講習会を開催するとともに、障がい特性に応じたICT機器の紹介や困りごとなどへの相談に対応します。
- Webアクセシビリティについて普及・啓発を図り、誰もが利用しやすいWebサイトづくりを推進します。

## ② 視覚障がい者等の読書環境の整備

- 県立図書館では、大活字本やDAISY図書、LLブックなどのバリアフリー資料の整備を引き続き行うとともに、関係機関と連携しながらニーズの把握やサービスの提供方法などを検討し、障がい者や関係者の利用の促進を図ります。
- 県立図書館では、障がいのため最寄りの図書館への来館が困難な方へ向けた郵送での貸出サービスの周知を図ります。
- 県立図書館では、国立国会図書館や視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」が実施しているインターネットを利用したサービスに関する情報提供を行うことで、関係者や市町村図書館等が利用できるような環境の整備を進めます。  
また、点字図書館においても、「サピエ」など同様のインターネットを活用したサービスの利用が進むよう周知を図ります。
- 県立図書館では、読書に障がいのある方の資料等の利用を促進するため、市町村図書館等に対し、拡大読書器、リーディングトラッカー、コミュニケーションボード等の読書補助具に関する情報を提供します。
- ホームページ上で各種サービス申し込みを行えるようにするなど、来館しなくても県立図書館の利用ができる仕組みを整えます。
- 県立図書館では、多様なレファレンスに対応できる専門的な知識と経験を備えた司書を養成し、レファレンスサービスの質的向上を図ります。

- 点字図書館では、点字図書や録音図書、テキストデイジー図書などの制作を進め、貸出サービスの充実を図るとともに、点訳や音訳、テキストデイジー編集のボランティアの養成や技術のレベルアップに取り組めます。
- 視覚障がい者等のインターネットのサービスや電子書籍等の利用が促進されるよう、パソコンやスマートフォンなどの端末機器や情報通信技術の習得、端末機器等に関する情報の入手を支援します。
- 点字図書館のサービスの周知を図るとともに、視覚障がい者等が、アクセシブルな書籍等を県内どこからでも入手できるよう、県立図書館や公立図書館との連携を進めます。

### (3) 生活支援体制の整備

#### 現状と課題

障がい者が地域で生活していくためには、個別サービスの充実に加え、生活全般をコーディネートする相談支援の役割が重要となります。

相談支援専門員は適切に各利用者のニーズや生活状況や課題をアセスメントし、公的サービスだけでなく、インフォーマルのサービスも含めたサービス等利用計画を作成し、適切に支援する必要があります。

また、地域相談の充実や、支援を必要とする障がい者を見だし、なんらかの支援につなげるための基本相談も相談支援の大きな役割です。

障がい者を地域で支えるために、地域課題を抽出・把握し、必要に応じて社会資源を創出する地域ぐるみの取組も重要です。このための市町村（自立支援）協議会の果たす役割には大きなものがあります。

さらに、高次脳機能障がいや発達障がいなどの専門的相談機能を充実させるとともに、障がい者が相談支援を受けるための情報を分かりやすく提供する必要もあります。

福祉サービスの担い手である人材の確保・定着は、サービスの量や質を確保する上で極めて重要な事項ですが、担い手となる若年層は減少していることから、サービスの担い手となる人材の確保は多くの事業所に共通する課題です。また、離島や中山間地域等のへき地が大部分を占める本県においては、利用者の居宅等への訪問や送迎にかかるコ

ストが割高になること等により経営が厳しい事業者が多く、サービスの担い手の確保が困難なことにより訪問系サービスや通所系サービスの事業所の縮小・廃止によりサービス提供が困難な地域が発生する恐れがあります。

令和4年度に本県が実施した「介護・障がい福祉人材の確保・定着に関する実態調査」によると、事業所側の採用希望人数に対して実際に採用できた人数の割合は80.7%であり、令和元年度調査の68.6%に比べて改善していますが、人材確保全般で見れば87.1%の事業所が「やや確保しにくい」、「確保しにくい」と回答しており、令和元年度調査の86.3%と大きな変化はなく、依然として人材確保が困難な状況が続いていると考えられます。

また、過去1年間に自己都合により退職した職員のうち、勤務年数が3年未満であった職員の割合が正規職員で約5割、非正規職員で約6割半ばとなっており、早期離職する職員の割合が高い状況にあります。

## **施策の基本的方向**

### **① 相談支援体制の充実**

- 島根県相談支援専門員人材育成ビジョンに基づき専門的人材の確保・資質向上に取り組み、地域の相談支援体制の充実を図ります。
- 利用者への相談支援の質の向上を図るため、相談支援専門員のスキルアップ・人材育成のための研修を実施します。
- 市町村が実施する基本相談が、引き続き適切に実施されるよう必要な支援に努めます。
- 施設、グループホーム、精神科病院からの円滑な地域移行やひとり暮らしの障がい者の地域生活を支援する地域相談支援のサービスが県内どこでも受けられるよう普及に努めます。
- 精神障がい者及び家族のニーズに対応するため、市町村、保健所及び相談支援事業所を中心として、保健・医療・福祉が一体となった相談支援体制の充実を図ります。

- 身近な地域において、高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援ができるよう、引き続き地域支援コーディネーターを配置するとともに、県内 3 か所に地域支援拠点、県内 7 か所に圏域相談支援拠点を設置し、きめ細かな支援に努めます。
- 発達障がいについては、ライフステージを通じた切れ目ない支援ができるよう、発達障害者支援センターを中心に、市町村や保健、医療、福祉、教育、就労等の関係機関が連携し、個々の特性に応じた支援や相談が受けられるよう体制の充実を図ります。
- 発達障害者支援センターは、発達障がい者への直接的な相談を行っている保育所や学校、企業等の職員へ技術的な助言・指導を行うなど、間接的な支援の強化を図ります。
- 発達障害者支援センターと医療機関との協力体制を強化し、発達障害者支援センターが行う初診前のアセスメント診療の連携により、診断待機時間の短縮を図るなど、地域における早期発見・早期支援を進めます。
- 難病患者及び家族の療養上及び生活上の様々な相談に対応するため、しまね難病相談支援センターを設置し、専門的支援体制の充実を図ります。
- 心と体の相談センター、保健所、児童相談所の専門的相談機能の充実を図り、障がい者相談窓口の情報提供に努めます。

## ②人材の確保・定着

- 障がい福祉サービスの提供に当たって配置が必要とされるサービス管理責任者等の養成研修は、国の研修体系等の状況を見据えつつ適切に実施するとともに、ホームヘルパーやサービス管理責任者等などの支援技術向上のためのスキルアップ研修を一層充実させ、サービスの質の向上を図ります。
- 身体・知的障害者相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図るよう努めます。
- サービスの提供に必要な人材が確保できるよう福祉関係人材の養成機関や関係団体等と密接に連携を図りながら、多様な人材の障がい福祉職場への就労を促進させていくとともに、障がい福祉人材の職場への定着を図ります。

- 介護福祉士養成施設への進学者の確保・増加に向け、一定期間介護職として県内の事業所等で就労した場合に返還が免除される修学資金の貸し付けを引き続き行います。
- しまね福祉・介護人材育成宣言事業所制度により、障がい福祉現場の理解促進を図ります。
- 介護ロボットやICTは、事業所の職員の負担軽減や業務の効率化などに有効であること、サービスの質の向上にもつながることから、導入に要する経費の一部を補助する等の支援を引き続き行います。

### ③各種制度の活用促進

- 障がい者の地域生活の充実のため、特別障害者手当等の各種手当や自動車税等の減免、運賃割引など様々な制度について、ホームページ等により、その周知に努めます。

## (4) 障がい児支援の充実

### 現状と課題

地域における障がい児支援体制の推進のために、身近な地域で療育相談や指導を受けられる体制の充実を図っており、特に放課後等デイサービスなど障害児通所支援事業を実施する事業所が増加し、利用者のニーズも高い状況にあります。地域のニーズを勘案しながら、適切なサービスを受けられる体制の一層の充実を図る必要があります。

在宅で人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な児童が増加しています。医療的ケア児等の心身の状況や家族の状況、及び成長段階に応じた個別の支援が必要になりますが、利用可能なサービスの不足や受け入れ態勢が十分ではなく、家族の負担が大きくなっています。

障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、可能な限り地域の保育・教育等の支援を受けられる体制が必要です。

また、乳幼児医療費助成制度による早期治療の促進を図るとともに早期療育を実施する必要があります。

## 施策の基本的方向

### ①地域における支援体制の整備

- 障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている保育所等に対し、保育士の加配を行うことなどにより、障がい児の保育環境の向上を図ります。
- 障がいのある児童の権利保障や多くの不安や悩みを持つ保護者の支援のため、児童に関する専門機関である児童相談所の体制整備及び職員研修を通じた専門性の向上、また、関係機関との連絡会議等を通じて「子どもと家庭電話相談室」相談員の専門性の向上に取り組むとともに、地域の子育て家庭に対して相談等を行う「地域子育て支援拠点」の設置を促進します。
- 児童発達支援センターを中核に、障がい児やその家族が身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられるよう体制整備を進めるとともに、地域の障がい児支援の質の向上とインクルージョンの推進を図ります。
- うつなど様々な子どもの心の問題や発達障がいなどに、早い段階で身近な地域において対応できるよう、拠点病院（こころの医療センター）を中核とし、各圏域において医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携した子どもの心の支援体制の構築を図ります。
- 放課後児童クラブにおける障がい児の受入れを促進するために、専門的知識を有する職員の配置など体制整備に対する支援を実施します。
- 障害児通所支援事業所等が充足していない地域においては、市町村や特別支援学校等と連携を図りながら、在宅障がい児の放課後等における保護・育成活動を支援します。
- 障害児入所施設については、入所者は減少しているものの、地域において虐待を受けた障がい児への対応や、家庭での養育が困難な障がい児など、様々なニーズに対応する機関としての役割を担う必要があることを踏まえて、今後のあり方を検討していく必要があります。
- 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、関係機関と連携しながら、支援体制を整備します。

- 医療型障害児施設については、常時専門的な医療や介護を必要とする重症心身障がい児を受け入れ、各種福祉サービスの提供も行う拠点としての役割も担っていますが、利用者の医療ニーズや、在宅サービスも含めた福祉サービスのニーズなど、地域における動向を踏まえ、今後のあり方を検討していく必要があります。

## ②医療的ケア児等に対する支援

- 医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、保育、教育、労働等の関係機関による協議会において、情報共有や課題検討を行うとともに、医療的ケア児支援センターを中心に、地域で医療的ケア児の支援に関わる医療的ケア児等コーディネーター（保健師や相談支援専門員）と連携して、それぞれの心身、及び成長段階に応じた適切な支援を受けられる体制を整備します。
- 医療的ケア児が、短期入所など必要な障害福祉サービスを利用できるよう、医療的ケア児に対応できる看護師等の養成を図ります。
- 在宅の重症心身障がい児（者）の身体機能や日常生活における基本的動作の訓練等が行えるよう、重症心身障がい児（者）を受け入れる通所支援事業所の充実を図るとともに、通所支援事業所がない圏域の在宅重度心身障がい児（者）に対して、身近な地域で専門的療育を受ける機会を安定的に確保するため、事業所が行う巡回又は送迎による療育活動を支援します。
- 心身障がい児・者とその保護者が、地域の社会資源等を活用して集団で療育活動を行ったり、研修や交流を深める取り組みを支援します。
- 重度の心身障がいのある子どもの保護者を支援するため、重症心身障がい児（者）相談員を設置し、自らの育児経験をもとに家庭の養育や生活等に関する相談に応じるとともに、専門的な相談機関やサービス等の情報提供を行います。
- 重症心身障がい児（者）が、成長段階に応じて、必要な医療や福祉サービスが受けられるよう支援体制の充実に努めます。

### ③各種医療対策の充実

- 市町村における乳幼児発達支援に関する保育・教育機関との連携により、要観察児のフォロー体制の充実に努めます。
- 発見された疾患については、各種公費医療負担制度の活用により、早期治療を推進します。
- 早期に適切な療育が受けられるようなシステムの充実など、各種医療対策の充実に努めます。

## (5) スポーツ・文化芸術活動への支援

### 現状と課題

障がい者がスポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動に参加することは、心身の発達や健康・体力の保持増進ばかりでなく、障がい者の自立と社会参加の促進を図るために大切なことであり、スポーツ・レクリエーション活動への参加や文化芸術活動への参加を推進していくことが必要です。

本県では、全国に先駆けて、平成12年度から身体・知的・精神の三障がい合同の障がい者スポーツ大会等の開催に取り組むとともに、障がい者アート作品展の開催などに取り組んでいます。

地域において障がい者が、スポーツ・レクリエーション活動や文化芸術活動に参加できる機会の確保などの環境を整える必要があります。

平成30年度に「障害者による文化芸術活動の推進にかかる法律」が施行され、法律の中で地方公共団体は「障害者の文化芸術活動の推進に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されました。

本県においては、障がい者の文化芸術活動の更なる振興を図るための支援拠点として、令和2年度に障がい者文化芸術活動支援センターを設置しました。障がいの有無にかかわらず、誰もが等しく文化芸術を創造し、享受することができるよう、文化芸術の鑑賞の機会や作品等を発表する機会の確保、相談支援、人材の育成、ネットワークづくり、情報収集・発信などの活動を通じ、更なる環境整備を図る必要があります。障がい者文

化芸術を通じ、社会参加、交流、理解を促進し、地域とのつながりを広げることで共生社会の実現を目指していく必要があります。

## 施策の基本的方向

### ①スポーツ・レクリエーションへの支援

- 障がい者がスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができるように、社会体育施設のユニバーサルデザイン化だけでなく、障がい者がスポーツをするのに適した施設となるよう努めます。
- 施設職員の障がいについての理解を促進し、障がい者スポーツを適切に指導、支援することができる職員を育成するとともに、関係スポーツ団体との連携を図り、障がい者が参加できるスポーツ教室の実施に努めます。
- 障害者週間における施設利用や障がい者スポーツ大会に対する施設使用料の減免の促進を図り、スポーツ・レクリエーションへの参加を支援します。
- 障がい者が多様なスポーツに参加できるよう、スポーツ指導者への障がいや障がい者への理解の促進に努めます。
- 障がい者のスポーツ活動を推進するため、（公財）島根県障害者スポーツ協会や市町村と連携を図り、島根県障がい者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会等への選手派遣及び各地域でのスポーツ教室等の開催に取り組みます。
- 令和12年に本県において開催予定の第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会（愛称：島根かみあり国スポ・全スポ）を契機とし、障がいの有無や年齢、性別に関わらず、生涯を通じてスポーツを楽しむ人を増やすとともに、楽しく健康で生き生きと暮らせる社会の実現を目指します。
- 総合型地域スポーツクラブを中心に、地域において「いつでも、どこでも、だれでも」（障がいの有無や年齢、性別に関わらず、スポーツを愛好するだれもが）参加できるスポーツ・レクリエーション活動を目指し、障がい者と住民との交流を図ります。
- 学校の希望に従い、部活動に地域の指導者を配置する事業を実施し、部活動の充実と競技力の向上を図ります。

- 福祉ボランティア活動のスポーツ分野への支援拡大を図るほか、スポーツ指導者への研修などを通じて障がい者スポーツへの理解を深め、スポーツボランティアの育成と組織づくりに努めます。
- スポーツに関する事業、施設、指導者等のきめ細かな情報提供を行うため、ホームページによる情報提供のほか、効果的な提供方法を検討します。

## ②文化芸術活動への支援

- 障がい者アート作品展の開催等により、文化芸術の鑑賞の機会や作品等の発表の機会を確保するとともに、文化芸術活動による地域の交流を促進します。
- より多くの障がい者が文化芸術の鑑賞や発表の機会に参加しやすくなるように、県立施設をはじめとした文化芸術活動の公演、展示等において、字幕、音声による解説など視覚、聴覚に障がいのある方への配慮、障がい者向け鑑賞イベントの実施など障がい者のニーズを踏まえつつ、ICT等を活用しながらアクセシビリティの向上に努めます。
- 文化芸術活動に関する相談支援体制を構築し、助言や情報提供を行う取組を進めます。
- 創作活動の指導・支援や鑑賞支援を行う人材の育成に取り組みます。
- 福祉、文化、教育など障がい者文化芸術活動を支える県内関係機関と協働し、芸術性の高い作品や作者を発掘します。
- 障がい者の文化芸術活動を支援し、障がい者や事業所の活動などの情報収集等を行い、関係機関の連携体制の充実を図ります。
- 障がい者への美術館鑑賞料の減免、障害者週間における芸術鑑賞の推奨、障がい者への施設使用料の減免などにより文化芸術の鑑賞機会の拡大に取り組んでいきます。

## (6) 地域における福祉活動の充実

### 現状と課題

障がい者が地域社会の一員として、様々な活動に自主的に参加し、住み慣れた地域で暮らすためには、障がい者とともに活動する障がい者団体や、身近な地域での支援者で

ある民生委員・児童委員や身体障害者相談員・知的障害者相談員等が連携を図りながら障がい者を支えることが必要です。

さらに、障がい者の地域での自立の促進や社会参加を支援するため、地域住民の様々なボランティア活動やNPO活動等が重要であり、障がい者のニーズに応じてボランティア等を派遣できる体制を身近な地域でつくることとともに、その資質の向上が求められています。

県では、(公財)ふるさと島根定住財団に「しまね県民活動支援センター」を設置し、地域の課題解決や地域活性化を目的としたNPO活動に取り組む団体の支援や情報発信を行っています。

ボランティア活動やNPO活動の取組が拡大し、障がい者の社会参加が促進されることが期待されます。

## **施策の基本的方向**

### **①障がい者団体や本人活動の支援**

○障がい者の自主的・社会的活動への参加を促進するため、障がい者団体等へ必要な支援を行うとともに、障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援します。

### **②社会福祉協議会、民生委員、児童委員等の活動の充実**

○地域における障がい者の活動を支援するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、身体障害者相談員・知的障害者相談員の連携が図られるよう支援します。

○身近な地域において障がい者を支援する身体障害者相談員・知的障害者相談員について、研修等の充実により活動の活性化を図ります。

### **③ボランティア活動の推進**

○障がい者がニーズに応じてボランティアの派遣を受けられることができるよう、障がいや障がい者に対する理解の促進に努め、ボランティア等の人材育成に取り組めます。

- しまね県民活動支援センターにおいて、NPO法人等の活動を支援する講座や専門相談を実施するとともに、県民活動応援サイト「島根いきいき広場」で団体情報やボランティア情報等を発信します。
- また、県内におけるボランティア活動の推進を図るため、島根県社会福祉協議会内に設置された「島根県ボランティア活動振興センター」との連携等を通じて、ボランティア活動に参加するための体制整備など、地域における福祉コミュニティの形成を図る取り組みを行っていきます。
- 「島根県県民いきいき活動促進条例」及び「島根県県民いきいき活動基本方針」に基づき、NPOと行政との協働しやすい環境づくりに取り組みます。

### 3. 就労支援

#### (1) 一人ひとりの障がい特性や能力を活かした多様な就労の促進

##### 現状と課題

障がい者雇用率が適用される企業の実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合は全国上位にありますが、高い水準を維持し、更に障がい者の雇用の確保を図る必要があります。

一方、法定雇用率制度は障がい者の雇用の場の確保、職域の拡大に大きく寄与しており、民間企業の法定雇用率は令和6年4月より、現行の2.3%から2.5%に引き上げられ、令和8年7月には、さらに2.7%まで引き上げられることとなっています。法定雇用率の引き上げに合わせ、令和6年4月からは、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障がい者、重度身体障がい者及び重度知的障がい者について、0.5カウントで雇用率に算定することができるようになり、雇用の機会がさらに広がると見込まれます。

また、令和4年に障害者雇用促進法が改正され、事業主の責務に「職業能力の開発及び向上に関する措置」が含まれることが明確化されたことから、これを踏まえ、障がい者を雇用する事業主に対し、キャリア形成の支援を含めた適正な雇用管理をより一層積極的に行うよう取組を促し、障がい者雇用の質の向上を図る必要があります。

これらのことから、障がい者雇用率制度、改正障害者雇用促進法の障がいを理由とする差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務等をさらに周知・啓発することによって障がい者の雇用の場を拡大するとともに、障がい特性や能力を活かした職域の拡大や、個々の能力を発揮して生き活きと活躍し続けることができる環境づくりを一層進めることが必要です。

なお、民間に率先して障がい者雇用を推進する立場にある地方公共団体では、法定雇用率の順守に向け、引き続き取り組む必要があります。

また、障がい者の就労や定着を促進するためには、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点である障害者就業・生活支援センターの機能の充実を図り、就業面だけでなく、生活面を含めた総合的な支援が必要です。

職場定着を進めるためには、障がいの種別や状態、障がい者のニーズに応じたマッチングを行うとともに、障がい特性等に合ったきめ細かな支援を企業も一緒になってチームで行い、障がい者にとって働き続けやすい職場になるよう支援する必要があります。

## 施策の基本的方向

### ①雇用率制度を柱とした施策の推進

- 企業に対して、島根労働局、公共職業安定所、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構などの関係機関と連携・協力して、法定雇用率達成に向けての周知・啓発を行います。
- 民間に率先して障がい者の雇用を促進するため、計画的な採用を進めます。
- 事業主に対し、障がい者の雇用に係る助成金制度について周知します。

### ②定着を見据えた就業面・生活面からの総合的支援

- 労働・福祉・教育・医療等の複数の分野における支援者が連携して、就職の準備段階から職場定着までを支援する「チーム支援」を推進します。
- 障害者就業・生活支援センターを中心に、障がい者の就業とそれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、職業生活における自立支援を促進します。
- 障害者就業・生活支援センターにおいて、週末等に仕事と離れた余暇活動の場を提供し、ストレスの解消方法、仕事のオンとオフのメリハリの付け方等、仕事と生活が両立できる力を自らが醸成できるよう支援します。
- 令和7年度から始まる予定の就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」について、障がい者一人ひとりのニーズや状態に応じたきめ細かな支援を実施できる体制や、就労支援員等のスキルアップを図ります。
- 企業等で働き始めてからも一時的に就労系障がい福祉サービスを利用できるようにすることにより、生活リズムを維持しながら段階的に勤務時間を増やしたり、職場内での適切な配慮を受けやすくし、職場定着につながるよう支援します。

- 就労定着支援サービスを行う就労定着支援事業所と障害者就業・生活支援センターの定着支援が他の就労支援機関の支援と有機的に連携し、企業や障がい者、家族に対して適切な支援ができる体制整備を図ります。

### ③多様な雇用・就業形態の促進

- 障がいの種別、状態等に応じた適正な雇用管理や作業環境の改善を行う事業主に対する各種助成制度の周知を図ります。
- 県内において新たに特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所の設立認定を受けた者に対して、特例子会社等の設立・認定申請に係る事務経費を助成する制度の周知を図ります。
- （公財）しまね産業振興財団と連携して、起業・創業から経営改善まで支援を行います。
- 県の機関において職場実習や就労の機会を提供し、障がい者の職業的自立を支援します。
- 一般就労が困難である障がい者に対し、就労や生産活動の機会、就労に向けた訓練等の場を提供するため、就労継続支援サービスの提供体制の整備を支援します。また、障がい者の希望や能力に沿った就労の実現を図るため、関係機関等と連携し、就労選択支援事業の取組を進めます。（再掲）
- 重度障がい者が、通勤や職場における必要な支援を受けることによって企業に雇用されて働くことができるよう、雇用施策と福祉施策の連携による就労支援の取組を進めていきます。

### ④雇用への移行を進めるための支援

- 企業、民間教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し、関係機関と連携しながら、障がい者の能力、適性及び地域の障がい者雇用ニーズに対応した障がい者の就職促進のための訓練を実施します。
- 事業所に障がい者を短期の試行雇用の形で受け入れてもらい、事業主の障がい者雇用のきっかけづくりを進めるための「チャレンジ事業」、「障害者トライアル雇用」

や、職業的自立に向けた総合的かつ具体的・実践的な人的支援を行う「職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業」等について周知を図ります。

## ⑤職業能力の開発

- 高等技術校における障がい者の受講機会の拡大を図るため、施設のバリアフリー化等障がい者の受講に配慮した施設・設備の改善・整備に努めるとともに、指導員研修の実施等により受入体制の充実に努めます。
- 障がい者の職業訓練に当たっては、関係部局で連携を図りながら、障害者職業センターや職業安定機関等との連携を密にし、効果的な訓練の実施に努めます。
- 在宅・在職の障がい者に対して、アビリンピック（全国障害者技能競技大会）への参加を積極的に働きかけるとともに、技能検定の受検を促進します。

## （２）工賃等向上のための支援

### 現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労継続支援A型事業所、B型事業所等での工賃等水準の向上に取り組んでおり、令和4年度の平均工賃等月額実績は、就労継続支援B型事業所は20,141円、就労継続支援A型事業所は100,019円となっています。

島根県障がい者就労事業振興センターを通じて、事業所の行う施設外就労の拡大や新商品開発、設備整備、共同受注等への取組を支援しており、平均工賃等月額は年々上昇しています。

事業所数、定員数は増加しており、引き続き工賃等水準の向上に向けた支援に取り組みます。

### 施策の基本的方向

#### ①共同化・連携の推進

- 島根県障がい者就労事業振興センターを通じて、共同受発注窓口の整備や事業所・行政機関・支援機関との連携・ネットワーク化の支援を行います。

- 事業所同士又は他の産業等と連携を図る事業や工賃向上効果が大きい新商品の開発に対して支援します。
- 農業分野や産業分野などの地域とかかわりの深い産業との連携促進に取り組みます。特に、農福連携は、農福コーディネーターによるマッチングの推進と農福連携サポーターによる技術支援および体験・実習等による技術習得を通して、施設外就労、施設内農業を促進するとともに、農福連携の取組の周知に努めます。

## ②受注・販路の拡大

- 民間企業、行政機関等に対して障がい者就労施設等への発注の呼びかけを行います。
- 障害者優先調達推進法に基づき、平成 25 年度以降、毎年、県の官公需における発注目標の設定、優先発注等に取り組んでおり、引き続き、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達を推進します。
- 商談会やマルシェなどを開催し、障がい者就労施設等の商品の PR と工賃向上に取り組みます

## ③企業的経営手法の導入

- 島根県障がい者就労事業振興センターを通じて、技術面での専門家を事業所等に派遣します。
- 役員・管理者向けの経営セミナーの開催などを通じて、就労継続支援事業所の企業的経営手法の導入と経営者の意識改革に取り組みます。

## 4. 保健、医療、教育の充実

### (1) 保健活動の推進

#### 現状と課題

障がいの原因となる疾病等の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、健康寿命の延伸を目指し、健康長寿しまね県民運動の展開、個人の健康を支える社会環境づくりの推進が必要です。

精神疾患は、全ての人にとって身近な病気であり、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があります。

さらに、入院が長期化しがちな精神障がい者の地域移行を進めるに当たっても、保健、医療、福祉、行政のみならず、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会の実現を目指すことが重要です。このため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

また、入院患者の高齢化に伴い、認知症やがん等身体疾患を合併する患者は増加しており、うつ病、高次脳機能障がい、自死対策等も含めて一般診療科と精神科が連携して適切な医療を提供することが必要です。

地域の障がい者への保健活動としては、市町村等関係機関が地域保健の担い手の確保や資質の向上を図る必要があります。

#### **施策の基本的方向**

##### ①健康づくりの推進

○生涯を通じた健康づくりの基礎を築く小児期においては、保育所や学校保健との連携により小児期からの生活習慣病予防対策を推進していきます。

○障がいの原因となる疾病等の適切な予防及び早期発見・治療の推進を図るために、妊産婦の健康診査や健康教育、新生児を対象とした各種マスキング、乳幼児健診、予防接種、乳幼児の発達に関する専門相談・支援事業の充実・受診率の向上を図るとともに、関係機関の連携を強化し、保健・福祉サービス及び医療につなげるよう努めます。

- 地域保健と職域保健の連携を促進し、働き盛り世代の生活習慣病を予防し、脳卒中等の発症予防を推進します。
- 脳卒中、心臓病、高血圧、糖尿病、歯周病等の生活習慣病等の予防及び早期発見・早期治療のため、各医療保険者が行う特定健康診査・特定保健指導の受診率・実施率の向上を図るとともに、健康づくりや生活習慣病予防等に関して、県民へ分かりやすい情報発信に努めます。
- 一般診療科医や産業医と精神科医療機関が連携するために、精神科医療に関する研修会や事例検討会等を実施し、対応力の向上を図ります。

## ②精神保健の推進

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通し、関係者間の重層的な連携による支援体制を構築します（再掲）。
- 早期診断・早期対応を積極的に進めるため、学校・職域とも連携して、心のサポーターを養成して精神疾患や精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- 精神当事者会や家族会、精神保健福祉ボランティア等の活動の支援の充実を図ります。
- 各保健所においてピアサポーターの活動を支援するとともに、その活用のある場である相談活動についても充実を図ります。
- ピアサポーターの有効性が評価されるようピアサポート養成研修による養成も行います。
- 本県の自殺死亡率は全国の水準を下回っているものの、依然として 100 名を超える方が、自ら命を絶っています。このため、自死対策推進センターを中心に、県民の気づきと見守りを促す普及・啓発活動やゲートキーパーの養成など関係機関・団体が連携して総合的な対策の推進を図ります。
- 多様な精神疾患に対応できるように、こころの医療センター、心と体の相談センター、保健所を中心に、子どもの心の診療ネットワークなど各疾患における関係機関等と連携して相談対応等の各種対策を実施します。

- 関係団体との連携し、ひきこもり支援についての役割の確認や情報共有を図るとともに、より身近な地域で相談・支援が受けられるよう市町村の相談支援体制の整備を支援します。
- ひきこもり支援については、ひきこもり支援センター及び地域拠点において、長期的・専門的に対応できる体制づくりを進めます。
- 精神疾患に関する研修を実施するとともに、保健医療福祉従事者の研修参加を促進します。

### ③地域の保健活動への支援

- 市町村の実施する障がい者に対する保健福祉サービス等に対して、保健所を中心に専門的・広域的な立場から技術的助言・調整等の支援を行います。
- 障がい者保健福祉等に関する情報を広く収集、管理、分析するとともに、関係機関や地域住民に対して提供し、地域の障がい者保健福祉サービスの推進を図ります。

## (2) 難病対策の推進

### 現状と課題

難病患者等については、障害者総合支援法が平成 25 年 4 月に施行され、障害福祉サービスの対象となりました。難病患者等が必要とする障害福祉サービスを利用することができるよう、市町村をはじめとした関係機関と連携しながら、引き続き、周知していきます。また、難病患者等の療養生活全般に関する情報提供や専門医による医療相談・療育相談の要望が多いことから、情報提供や専門相談の充実が必要です。

### 施策の基本的方向

#### ①相談支援・生活支援の充実

- 難病患者及びその家族に対して、適切な療養相談や患者・家族会を開催し、病気に関する不安の軽減を図るとともに、必要な医療・介護保険等の情報提供を行います。

- 保健所及びしまね難病相談支援センターを中心とした難病相談の体制を充実し、難病患者の支援を行っている関係者に対して、必要な知識・技術の習得のために研修会を実施します。
- 難病患者が、病状急変時あるいは家庭における看護・介護が困難となった場合に、適時に適切な医療の提供ができるよう、難病等対策協議会の活動を強化するとともに、難病診療連携コーディネーターの専門相談・連絡調整機能を充実します。
- 難病患者の生活の質の向上にむけて、生活支援のできるボランティア等の人材育成を図ります。

## ②福祉サービスの提供

- 身体障害者手帳の取得ができないが一定の障がいのある難病患者等については、多様な症状や障がい等その特性に配慮しながら、障害福祉サービス等が適切に提供されるよう、関係機関と連携しながら支援します。（再掲）

## (3) 障がい者に対する適切な医療等の提供

### 現状と課題

障がいの原因となる疾病等を予防し、早期発見・治療が可能な地域医療・救急医療体制の整備が必要です。そのためには、プライマリーから三次医療機関までの医療機能の分化（医療機関間の役割分担）と連携が重要であり、保健医療計画に基づき、医療連携体制の構築に努めています。

また、特に精神疾患、難病等について適切な治療を行うため、身近な地域における医療機関及び在宅における医療の提供、適切な入院医療の確保が必要であり、保健所や市町村等関係機関による保健活動との連携が求められています。

そのためにも、保健・医療・福祉のニーズに的確に対応できるマンパワーの養成・確保対策が必要であり、確保を円滑に進めていくためには、研修の実施、就業環境の改善等が必要です。

高次脳機能障がいとは、認知度が低く、地域社会での理解が進んでいません。また、障がい者やその家族が、不安や悩みを抱えていることも少なくないことから、相談先の周知も含め、啓発活動の充実が必要です。

高次脳機能障がいなどリハビリテーションにより回復が期待される障がいについて、身近な地域で適切なリハビリテーションを受けられる環境づくりを進める必要があります。

急な精神科医療を必要とする精神障がい者等のため、二次医療圏域の関係機関の連携により精神科救急医療体制を構築する必要があります。しかし、精神保健指定医の病院勤務医の不足等により、精神科救急医療体制の維持が困難になるおそれが出ている圏域もあります。また、身体疾患合併や一般救急科から搬送された精神疾患患者等に対応するため、拠点となる総合病院における精神科医療提供体制の継続的確保と充実が必要です。

## **施策の基本的方向**

### **①地域医療、救急医療体制の充実**

- 障がいの原因となる疾患の専門医療の確保等医療体制の整備を進めるため、圏域・県境を越えた医療連携体制の構築を図り、地域医療提供体制の充実に努めます。
- 障がいの原因となる外傷、脳血管疾患等に対して迅速かつ適切な治療を行うためドクターヘリや防災ヘリコプター等を活用するほか、在宅当番医制、病院群輪番制、救命救急センター等により、救急医療体制の充実に図ります。
- 精神障がい者の夜間休日における精神科救急医療に対応するため精神科救急医療体制を整備し、疾病の重篤化を軽減する観点から、症状緩和の対応や必要に応じ医療機関を紹介する精神科救急情報センター運営事業を中心に緊急的な医療相談、受診に対応できる体制の充実に図ります。

## ②適切な医療の提供

- 人権に配慮した良質な精神保健医療サービスの提供に向け、医療機関との連携を進めるとともに、精神疾患に対する正しい知識の普及を進めることなどにより精神医療へのアクセスの改善を目指します。
- 精神科病院において、虐待防止のための措置が適切に講じられるよう指導・助言します。
- 多様な精神疾患に対応した質の高い精神科医療を提供できる体制や、病院、診療所、訪問看護ステーション等の役割分担・連携を推進するための体制を構築し、周知を図ります。
- 難病等は継続的な治療が必要な場合が多く、身近な地域での適切な治療を行うため、在宅における医療の提供、適切な入院医療の確保をするとともに、地域の関連機関等との連携を促進します。
- 難病患者の入院確保を図るため、拠点病院、協力病院を中心として、適切な医療提供を行うことができる体制の整備に努めます。
- 小児期発症の慢性疾患を持つ患者が、成人期への移行期において、個々の患者の相応しい医療を受けられるよう、保健、福祉、教育等と連携した支援体制を検討します。
- 在宅人工呼吸器使用中の神経難病患者に対する訪問看護を推進する体制整備を行います。
- 周産期関係機関の連携を推進し、母体・新生児搬送体制の充実を図ります。

## ③医療従事者の養成・確保

- 地域の保健・医療・福祉を適切に提供するために、医師や看護師等の専門職の確保を図ります。
- 地域の保健・医療・福祉事業従事者の連携を図り、障がいの原因となる疾病等の予防から社会復帰まで適切に支援できる体制を整備するために、障がい者施策等の理解を深めるための研修等の充実を図ります。

#### ④リハビリテーション体制の充実

- 高次脳機能障がい者の支援については、研修会の開催を通じた地域の関係機関の対応力向上と、地域支援コーディネーターの配置により圏域内の連携強化を図ります。
- 高次脳機能障がいなど医学的リハビリテーションにより機能の維持、回復が期待される障がいについては、できるだけ身近な地域で医学的リハビリテーションができるように、専門医療機関との連携を図りながら、地域の実情に合わせた体制整備を図ります。

### (4) 一人ひとりのニーズに応じた教育の充実

#### 現状と課題

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進を踏まえ、平成 25 年には就学先決定の仕組みについて学校教育法施行令改正が行われ、障がいのある子どもの社会参加を見据え子ども一人一人の教育的ニーズに的確に応えることができるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様で柔軟な学びの場が整備されています。

本県においても、特別な支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、特別支援教育の更なる充実が求められています。令和 3 年に特別支援教育の基本的な考え方や取組の方向性を示す「しまね特別支援教育魅力化ビジョン」を策定し、教育環境の充実に取り組んでいます。

#### 施策の基本的方向

##### ①指導充実のための教育環境の整備

- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等において、特別な支援の必要な児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が推進されるよう、教育内容・指導体制の充実に努めます。
- 障がいのある子どもにとって学校施設が利用しやすく、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、県立学校の施設設備の更なる整備を図るとともに、市町村に対しても同様の考え方を示し、協力しながら県全体の教育環境の向上に努めます。

## ②早期からの一貫した相談支援体制の整備

- 教育、医療、福祉、保健、労働等が連携した乳幼児期からの一貫した相談支援体制を整備し、ライフステージに応じた支援が推進されるよう努めます。
- 特別支援学校のセンター的機能の推進など、発達障がいを含む全ての障がいに対応する教育相談の充実を図ります。
- 各学校で指名されている特別支援教育コーディネーターが、保健、医療、福祉、労働等の関係機関や市町村及び保護者と連携して障がいのある児童生徒等を支援できるよう、校内体制の充実に努めます。
- 市町村の行う就学相談、就学支援が適正に行われるよう支援します。

## ③地域における多様な連携の推進

- 地域との連携により、地域の実状を生かした特色ある教育の推進を図ります。
- 地域及び学校間の連携による積極的な交流及び共同学習を推進します。
- 関係機関との連携を図り、特別支援学校の児童生徒の重度・重複化、多様化への対応に努めます。
- 特別支援学校のセンター的機能の充実により、小・中・高等学校等においても、一人ひとりのニーズに応じた教育を進めます。
- 学校、地域、家庭が連携し、生涯学習の機会の提供に努めます。

## ④指導力の向上と研修の推進

- 島根県教職員研修計画に基づき、教職員研修の充実に努めるとともに、人権意識を高めるための研修や障がいのある子どもに対する理解を深めるための研修を充実し、教職員の資質・指導力の向上を図ります。
- 派遣研修や免許法認定講習を継続して実施するなど、教員の資質、指導力、専門性の向上に努めます。

## ⑤社会的及び職業的自立の促進

- 特別支援学校の職業教育の充実を図るとともに、キャリア教育を推進し、社会的、職業的自立を促進します。
- 労働関係機関や関係部局と連携し、卒業生の進路開拓を更に進めるとともに、アフターケアを継続して行い、職場定着を図ります。
- 中学校特別支援学級においてもキャリア教育を推進します。

## 5. 生活環境

### (1) ひとにやさしいまちづくりの総合的推進

#### 現状と課題

平成10年に制定した「ひとにやさしいまちづくり条例」のもと、障がい者の自立と社会参加を支援し、高齢者や障がい者等全てのひとが生活しやすく、地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を推進しています。

平成30年の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の改正では、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、「社会的障壁の除去」や障がいの有無その他の事情によって分け隔てられることない「共生社会の実現」に資することが明確化されました。また、公共交通機関や建築物のバリアフリー化の推進や、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組の強化等が規定されました。

これらのことから、ひとにやさしいまちづくり条例やバリアフリー法に基づき、県民、事業者への普及・啓発を積極的に図り、行政、住民、事業者、各種団体の連携のもと、ハード・ソフト一体となった取組を推進することが必要です。

#### 施策の基本的方向

##### ひとにやさしいまちづくりの推進体制の整備

- ひとにやさしいまちづくり条例の趣旨・目的等について普及・啓発を図るとともに、障がい者等の多様なニーズに対応できるよう、障がい者の意見やユニバーサルデザインの概念を反映した「ひとにやさしいまちづくり」を、関係機関や各種団体と連携しながら推進します。
- 身体障がい者等用駐車場を必要とする障がい者や高齢者、妊産婦等に利用証を交付する「身体障がい者等用駐車場利用証制度（愛称：思いやり駐車場制度）」を実施し、身体障がい者等専用駐車場の適切な確保を促進します。
- 障がい者が安心して快適に観光できるよう、障がい者に配慮した接客方法やホスピタリティ向上のための研修を実施し、観光関係事業者の障がい者理解の促進を図ります。

○ホームページ等により、障がい者等が利用しやすい施設・設備などの情報提供を行います。

## (2) 住宅・建築物のバリアフリー化の推進

### 現状と課題

県庁舎をはじめとする県立施設は、ひとにやさしいまちづくり条例等に基づき、障がい者や高齢者だけでなく誰もが利用しやすい施設整備を推進していますが、まだまだ様々なバリアが存在していることから、今後も計画的にバリアフリーに取り組む必要があります。

民間の公共的建築物等についても、徐々にバリアフリー化が図られてきていますが、多くの施設において様々なバリアが存在していることから、障がい者や高齢者等が快適で安心して生活できるよう、また、観光等で安心して訪れることができるようバリアフリー化を推進することが求められています。

また、住宅の整備については、援護を要する障がい者や高齢者が自立して社会生活を送るために、生活の基盤となる住宅が確保されるとともに、快適な住環境の整備が必要です。

### 施策の基本的方向

#### ① 県立施設の整備

○庁舎等の建設に当たっては、障がい者等の意見を反映し、障がい者等が利用しやすい施設となるよう整備を図ります。

○既存の庁舎等の改修については、障がい者等の意見を反映し、点検等を行い、障がい者等が利用しやすい施設となるようスロープ、誘導ブロック、手すり、点字表示、多目的トイレ、エレベーターの設置など全庁的にバリアフリー化を推進します。

○障がい者等が利用しやすい公園となるよう多目的トイレの設置など園内施設のバリアフリー化を推進します。

○河川、海岸の整備にあたっては、障がい者や高齢者の方でも水辺に安心して訪れることができ、「癒しの場」として親しまれる施設となるよう努めます。

○自然公園施設の整備に当たっては、可能な限り多目的トイレの設置、歩道の勾配緩和、転落防止柵等安全施設の設置等を行い、豊かな自然を誰もが楽しめるようにユニバーサルデザインを促進します。

## ②民間施設の整備

○ひとにやさしいまちづくり条例に基づいたバリアフリー化が推進されるよう、整備基準に適合する施設への適合証の交付や建築主や設計者等への指導を行います。

○設計上の配慮事項等を記載した整備マニュアルを必要に応じて見直し、障がい者に配慮した施設整備が進むよう啓発に努めます。

## ③住宅の整備

○身体障がい者や高齢者が安全で快適に生活できるように、公営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、関係機関の協力・連携により、身体障がい者や高齢者向けの住戸の整備に努めます。

○住宅のバリアフリー化を促進するため、「長寿社会の住まいづくり～住宅設計指針」の普及を図るとともに、建築技術者等が県民の相談に応じるしまね住宅総合相談員制度の周知・活用を図ります。

○身体障がい者や高齢者が同居する住宅の改修への助成制度の周知を図ります。

## (3) 公共交通機関・歩行空間等の安全確保とバリアフリー化の推進

### 現状と課題

交通事故の増加等に伴い安全でより快適な道路空間の整備が望まれており、なかでも交通安全施設等の整備としての歩道等の整備が急務となっています。

特に、交通弱者である障がい者や高齢者にとって利用しやすい、歩道段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロック等の整備を一層充実していくことが必要です。

また、障がい者の自由で安全な移動を確保するためには、障がい者等に配慮した交通信号機の整備等により、障がい者や高齢者が安心して通行できる安全な歩行空間の整備を推進していく必要があります。

公共交通機関の整備においては、障がい者が利用しやすい交通手段の確保が求められていますが、県内の交通車両、ターミナルなどにおいて整備が充分とは言えないものもあります。バリアフリー法に基づき、交通事業者が旅客施設を新設・大改良する際や車両を新たに導入する際にはバリアフリー化基準へ適合させるとともに、既存の旅客施設や車両等についても、基準に適合するよう改善の働きかけなどを行い、障がい者にやさしい交通体系の構築を図る必要があります。

障がい者の運転免許の取得については、指定自動車教習所において、障がい者の障がいの程度に対応した車両により教習を行うなど教習等が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

## **施策の基本的方向**

### **①道路環境の整備**

- 歩道の整備や段差の切り下げ、視覚障がい者誘導用ブロックの適切な設置等に努めるとともに、歩道の適切な管理を行い、障がい者に安全で快適な歩行環境の確保に努めます。
- 電線共同溝などの無電柱化事業により、歩行者等の通行を阻害している電柱を除去し、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。

### **②安全な交通環境の整備**

- 障がい者等の意見を踏まえながら、音響式信号機、弱者感応式信号機等の交通安全施設を整備し、障がい者等が安全に利用できる交通環境の整備を図ります。
- 障がい者等が安全に運転できるよう見やすくわかりやすい道路標識や道路標示などを整備します。
- 自動車や自転車等の交通ルール遵守やマナーの向上に努めます。

### **③公共交通機関の充実**

- バリアフリー法やひとにやさしいまちづくり条例に定めた整備基準を達成するよう公共交通施設のバリアフリー化の取組を積極的に促進します。

- 障がい者が、安全、快適に待機できるバス停留所や駅のプラットフォーム等の改善を促進します。
- 障がい者が乗車しやすい低床バス、ノンステップバスやリフト付きバスなどの車椅子対応車両、音声・文字案内機器等の導入を促進します。
- 交通事業者に対して、障がい者が自由に移動できるよう主要駅やターミナル等の段差解消、スロープ、エレベーター、多目的トイレなど障がい者に配慮した施設整備について、より一層の理解を求めながら、促進を図ります。

#### ④移動支援の充実

- 指定自動車教習所に対し、障がい者への円滑な教習等が行われるよう指導を行います。
- 障がい者が教習所の施設を自由に利用できるよう施設のバリアフリー化を促進します。
- 身体障がい者用特殊車両の整備を促進します。
- 障がい者が保有している特殊車両による教習が行えるよう指導します。

### (4) 防災・感染症・防犯対策の充実

#### 現状と課題

障がい者が安心して地域での生活を送るためには、関係機関が連携して適切な防災対策を図る必要があります。東日本大震災や各地で発生する災害の教訓等を基に、災害時の障がい者への支援体制や連絡体制の整備、避難場所や避難経路等の整備を行うとともに、日常的な啓発や防災組織の育成等を図る必要があります。

令和2年1月から流行が始まった新型コロナウイルス感染症は、通所系事業所におけるサービスの停止や、入所施設における家族の面会制限、職員が多数罹患したことによるサービス提供体制のひっ迫など、障害福祉現場にも大きな影響をもたらしました。

障害福祉サービス事業所における感染症対策については、運営基準において、予防及びまん延防止のための対策委員会の設置、指針の整備、訓練の実施などが求められてい

るところであり、今回の事態への対応を通じて、福祉・医療・行政関係者の連携体制の強化や、施設におけるノウハウの蓄積など、感染症への対応を向上する必要があります。

また、障害福祉サービス事業所においては、災害や感染症の発生時にあっても適切な対応を行い、利用者に必要なサービスを提供できる体制を確保することが重要であり、そのための業務継続計画（BCP）について、令和6年度から各事業所での策定が義務付けられています。

業務継続計画（BCP）については、策定することを目的化することなく、職員に周知するとともに定期的に必要な研修や訓練を実施するとともに、定期的な見直しや必要に応じて計画の変更を行うことにより、有事の際に活用できるものとなる必要があります。

また、障がい者等を犯罪者や事故などから守るために、障がい者等への地域安全情報の提供や不審者侵入対応訓練の実施などを推進する必要があります。

## **施策の基本的方向**

### **①防災対策の充実**

- 地域防災計画等に基づき、県、市町村等それぞれの役割に応じて、障がい者など要配慮者に関する情報の把握、要配慮者に配慮した設備等を備えた福祉避難所の確保などを推進します。
- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村による個別避難計画の取組が進むよう引き続き必要な支援に努めます。
- 県・市町村・防災関係機関の連携による防災訓練、自主防災組織の設立・育成・充実などを推進するとともに、風水害・震災等の災害時において、障がいの状況などに応じた多様な手段を活用した情報伝達を行うなど、障がい者への支援体制の充実強化に努めます。
- 障がい者や高齢者の入所する施設に対して、火災発生時の未然防止、発生時の早期通報、夜間管理体制の充実、避難対策や初期消火装置・器具の設置・保守など防火安全対策を強化するよう消防機関からの指導の徹底を図ります。

○災害時の心のケア等に対応するため、「災害派遣精神医療チーム（D P A T）」の整備を行うとともに、被災施設等への広域的支援活動を行う「しまね災害福祉広域支援ネットワーク（D C A T）」、大規模災害時に被災都道府県からの応援要請に基づき応援派遣する「災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）」の活動を支援します。

## ②感染症対策の充実

- 事業所における感染症対策に係る基本的な取組については、運営指導や集団指導といった機会を通じて引き続き指導・助言を行います。
- 新型コロナウイルスへの対応を通じて得られた知見が引き継がれ、平時における取組につながるための支援のあり方について、関係部局や保健所、市町村と連携し検討します。

## ③業務継続計画（B C P）に基づく取組等

- 運営指導等の機会を通じ、業務継続計画（B C P）に係る各障害福祉サービス事業所の取組状況の把握に努めるとともに、研修や訓練の実施、定期的な見直しについて助言等を行います。
- 把握した状況について、市町村や保健所と情報を共有し、研修会の開催や先駆的取組の情報提供等、改善に向けた取組を連携して進めます。

## ④防犯対策の充実

- 警察官と地域安全推進員等のボランティアが連携し、犯罪や事故の被害を受けやすい障がい者やその家族の要望に基づき訪問活動を行い、地域安全情報の提供などの地域活動を推進します。
- 障害者支援施設等を利用する障がい者が安心して生活ができるように、防犯に係る安全確保のための施設整備の促進や職員の対応に係る点検、指導を行うとともに、関係機関と地域住民との連携により安全確保体制の構築に努めます。
- 不審者侵入時の対応方法について確認するため、社会福祉施設をはじめ、教育機関、事業所等からの依頼に応じて、不審者侵入対応訓練、講習等を推進します。

